**【別紙１】**

**シンガポールにおける工事現場アートの制度について**

1. **背景**

　シンガポールは都市国家であるため、限られた国土面積の有効利用することは政府が都市開発計画を策定する上での至上命題である。同時に、政府は独立した当初から都市の景観を重要視しており、都市部の景観を維持するために各種の規制定めた。2002年9月16日付で施行された「建築物管理法（屋外広告物）」（Building Control (Outdoor Advertising) Regulations）では、都市部における屋外広告物の掲出、中でも広告物の規模や掲出場所について詳細を定めた。

　その後、時代の変遷がもたらす都市景観の変化に一層対応できるよう、シンガポール都市再開発庁(Urban Redevelopment Authority, URA)は2009年9月14日付で「都市部における屋外掲出物のガイドライン（Guidelines for Outdoor Signs in the Central Area）」を施行し、表３第１項で「アートの要素を兼ねた掲出物」についてはじめて言及し、「政府は、個別のケースに応じて屋外の公共空間でデザイン性に富んだ対象物の掲出を許可する方針であり、その対象物は広告の要素を含んではならず、２次元又は３次元でなければいけない」と記載した。また、表３第５項では、工事現場の掲出物について言及し、「工事現場では、事業と関わる情報を掲載する掲出物は許可されるが、広告的な要素を含んではならない」と記載した。

　シンガポール政府は公共空間での芸術品の展示について奨励する方針を示しており、2005年9月5日には「都市部における芸術品の展示に関する優遇措置 (Art Incentive Scheme for New Developments in Central Area)」を施行した。同措置では、都市部で今後建設される建築物やその地域には、２次元又は３次元の芸術品を永久に展示できるとし、その展示物に必要な土地面積を割り当てる施策を打ち出した。

　工事現場の資材、中でも遮音壁をアートとして活用することに関する規制は、近年までシンガポールには存在していなかったが、2021年以降に国内で遮音壁を壁画に転身させるケースが散見され、遮音壁をアートとして活用することが国内で注目され始めた。これにより、シンガポール都市再開発庁は2025年3月6日付で「遮音壁の創造的な利活用に関するガイドライン (Creative Hoarding Guide)」を制定した。

1. **「遮音壁の創造的な利活用に関するガイドライン (Creative Hoarding Guide)」について**

シンガポール都市再開発庁は、遮音壁をアートとして利活用することについて、より明確な指針を示すために、2025年に関連のガイドラインを打ち出した。

その概要は、以下の通りである：

* 遮音壁を以下の4種類の対象物として活用できる：

― 芸術品：ビジュアル的な要素に富んだものであり、地域と関連性のあるもの。

―歴史にまつわる展示物：建築物の歴史やその建設意義を説明する内容を含むもの。

―地域の特徴を説明する展示物：全体的な計画理念を伝え、地域のアイデンティティを高めると同時に、域内のアクセスを改善するもの。

―緑化壁：植物が遮音壁を覆って、緑化壁に転身させるもの。

* 以下のようなデザインの要素が奨励される：

―鮮やかな色彩の利用する

―該当地域で今後実現される開発事業を芸術的な目線で再現する

―芸術家の情報を記載する

―掲出する現場で絵画を作成する

― インタラクティブな要素を取り入れる

―拡張現実（A R）の要素を取り入れる

―該当地域の歴史的背景を取り入れる

―該当地域のアクセスを説明する要素、例えば地図、主な観光地の情報などを取り入れる

― 環境にやさしい資材を使用する

* 遮音壁をアートに利活用する場合は、２種類のパネルから構成しなければならない。建設事業の基礎情報を説明する「事業パネル(Project Panel)」の大きさは全長の25%未満とし、アートの部分である「アートパネル(Creative Panel)」の大きさは全長の５％以上である必要がある。
* アートに利活用された遮音壁が落書きなどで破壊された場合、又は時間の経過に伴い劣化した場合は、デベロッパーは速やかにその交換を行う必要がある。
* アートとして利活用された遮音壁は、夜間もはっきりと見えるようライトアップしなければならない。

**【別紙２】**

**遮音壁をアートとして利活用する場合の実施手続きについて**

１ 以下の２種類の建設事業は、遮音壁をアートとして利活用しなければならない：

① 政府所有地：都市部、ジュロン地域、パヤレバー地域、ウッドランズ地域、ポンゴル地域）

②政府省庁の建設事業：省庁の庁舎、文化的施設、コミュニティ施設など

２ 遮音壁をアートとして利活用する前に、デベロッパーはシンガポール都市再開発庁に提案書を提出した上で、同庁の許可(Provisional Permission, PP)を申請しなければならない。

３ 提案書には、掲出する２種類のパネルに関する以下の詳細を明記しなければならない：

【アートパネル】

* 絵画などのアート、歴史にまつわる説明文、地域の特徴を説明する内容、現地のアクセスを示す地図、緑化壁の詳細などを記載すること。
* このパネルには、広告的な要素、例えば宣伝内容、ロゴ、電話番号やホームページURLなどを記載してはならない。
* 芸術家によるアートの場合、該当芸術家の氏名、アートの表題、簡単な説明文やQ Rコードなどを記載すること。

【事業パネル】

* シンガポール建設建築庁(Building and Construction Authority, BCA)に対し申請を行う必要があり、BCAが定めた基準に沿って掲出しなければならない。
* このパネルには、会社名、ロゴ、建設事業の名前、完成予定時期などの事業詳細を記載する必要がある。

**参考資料：**

|  |  |
| --- | --- |
|  | <https://www.mnd.gov.sg/newsroom/parliament-matters/q-as/view/written-answer-by-ministry-of-national-development-on-update-on-status-of-ura-s-design-guidelines-and-good-practice-guide-for-creative-hoardings> |
|  | <https://www.ura.gov.sg/-/media/Corporate/Get-Involved/Enliven-Public-Spaces/Create-more-well-designed-spaces/URA-Creative-Hoarding-Guide.pdf> |
|  | <https://www.ura.gov.sg/Corporate/Guidelines/Circulars/dc09-20>  <https://sso.agc.gov.sg/SL/BCA1989-RG6?DocDate=20050901> |